

見沼田圃公有地貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、見沼田圃区域内の公有地の貸付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 見沼田圃区域 「見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱（平成7年3月31日部長決裁）」の「第2 審査対象区域」に規定する区域をいう。
- 二 公有地 「見沼田圃公有地化推進事業実施要綱（平成21年3月30日部長決裁）」に基づき、埼玉県（以下「県」という。）が買取を行った農地をいう。
- 三 農地中間管理事業 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理法」という。）第2条第3項に規定する事業をいう。
- 四 公社 中間管理法第4条に基づき県における農地中間管理機構として知事の指定を受けた法人である公益社団法人埼玉県農林公社をいう。

(貸付方法等)

第3条 公有地の貸付は、農地中間管理事業に基づく賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定により行うものとし、賃借権等の設定手続は、公社及び公有地の存する市と協議の上、行うものとする。

2 貸付対象者は、前項に規定する賃借権等の設定を受けることができる者とする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は10年以内とする。ただし、借受者が公有地を適正に利用していると認める場合には、1回に限り、10年を限度に同一の借受者に再度の貸付を行うことができる。

2 知事は、第8条第1項第1号に規定する農業を担う者に貸し付ける場合は、前項ただし書きの規定にかかわらず、貸付を継続することができる。

(貸付料)

第5条 貸付料は、年額とする。

2 貸付料は、公有地の存する地域を所管する農業委員会が提供する直近の賃借料情報の該当地区の平均額により算出した額（公有地が農地中間管理事業を推進する地区内に存し、当該地区において基準貸付料が定められている場合はその額）とする。ただし、該当地区がない場合は、当該公有地の存する市の平均額により算出した額とする。

3 前条に規定する貸付期間の始期又は終期が年度の途中であるときは、当該年度の貸付料は、日割計算により算出した額とする。

(貸付条件等)

第6条 公有地の借受者は、貸付期間中、次の各号に掲げる全ての条件を遵守しなければならない。

- 一 公有地を農地として適正に管理し、及び利用すること。
- 二 公有地を転貸しないこと。
- 三 借受けた権利を譲渡し、又は担保に供さないこと。
- 四 土の搬入又は搬出を行わないこと。
- 五 見沼田圃公有地使用状況報告書(様式1)を年1回提出すること。
- 六 その他、公社との賃借権等の設定に係る条件を遵守すること。

(貸付手続)

第7条 知事は、原則として公募により貸付希望者を募集するものとする。

- 2 公募は、知事が定める期間(以下「公募期間」という。)実施するものとする。
- 3 貸付希望者は、見沼田圃公有地貸付申込書(様式2)(以下「申込書」という。)を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、申込書の内容を審査するとともに、賃借権等の設定の見込みについてあらかじめ公有地の存する市と協議を行った上で、貸付予定者を決定するものとする。
- 5 公募期間内に貸付希望者が複数いる場合は、抽選で貸付予定者を決定するものとし、公募期間内に貸付希望者がいない場合は、先着順で貸付予定者を決定するものとする。
- 6 知事は、前2項の規定に基づき貸付予定者を決定したときは、見沼田圃公有地貸付審査結果通知書(様式3)により申込書を提出した者に通知するものとする。なお、知事は、貸付予定者の決定に当たり、必要な条件を付することができる。
- 7 知事及び貸付予定者は、速やかに賃借権等の設定手続を共同して行うものとする。
- 8 知事は、中間管理法第18条第7項に規定する公告があったときは、その公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより、貸付予定者を借受者として決定し、貸付を開始するものとする。

(貸付手続の特例)

第8条 知事は、次の各号に掲げる者が公有地の貸付を希望する場合には、優先的に貸付を行うことができる。

- 一 農業を担う者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第19条第3項に規定する地図に農業を担う者として位置付けられた者をいう。)
- 二 隣接土地所有者等(公有地の隣接地を所有している者又は農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可、基盤強化法等の一部改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることのできるものとされた改正前の基盤強化法(昭和55年法律第65号)第18

条第1項に基づく利用権の設定若しくは中間管理法第18条第1項に基づく賃借権等の設定を受けて公有地の隣接地を借受している者をいう。）

三 異業種参入法人（主たる事業目的が農業以外の法人（見沼田圃区域内において農地の所有又は借受をしていない法人をいう。）であって、見沼田圃の新たな特産農産物の生産事業を行うために公有地の貸付を希望する法人をいう。）

四 公有地管理受託団体（「見沼たんぼ公有地利活用推進事業要綱（平成21年2月5日部長決裁）」に基づき公有地の管理運営を受託している団体をいう。）

2 前項各号に掲げる者との貸付手続は、前条の規定を準用するものとする。

（経常費用の負担）

第9条 公有地の貸付期間における経常費用は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が負担するものとする。

一 公有地に対する県有資産所在市町村交付金 県

二 公有地に対する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金 借受者

三 公有地に対する土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく見沼代用水土地改良区賦課金 借受者

四 前各号に掲げるもののほか、その他公有地の通常の維持管理に要する費用 借受者

（貸付料の納付）

第10条 借受者は、公社が別に定めるところにより、貸付料を公社に納付するものとする。

（貸付の解除）

第11条 知事又は借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付を解除することができる。

一 知事と借受者が貸付の解除について合意した場合

二 中間管理法第20条に基づき農地中間管理権の設定が解除された場合又は同法第21条第2項に基づき賃借権等の設定が解除された場合

三 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定により、国又は地方公共団体その他公共団体において貸付期間中に公有地を公用又は公共用に供する必要が生じた場合

（公有地の返還）

第12条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事が別に定める日までに公有地を原状に復し、県に返還しなければならない。ただし、災害その他知事が相当な理由があると認める場合は、公有地を原状のまま返還することができる。

一 貸付期間が満了した場合

二 前条に基づき貸付が解除された場合

(貸付料の還付取扱い)

第13条 貸付が解除された場合等の貸付料の還付の取扱いは、公社が別に定めるところによるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、貸付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月7日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年3月14日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、基盤強化法に基づき農用地の利用権設定を受けて締結している貸付契約については、なおその効力を有するものとし、改正前の要綱を適用する。

様式1 (第6条第5項関係)

年度見沼田圃公有地使用状況報告書

(あて先)
埼玉県知事

見沼田圃公有地の使用状況について、見沼田圃公有地貸付要綱第6条第5号に基づき報告します。

借受地	所在		
主な 作付作物			

借受地	所在		
主な 作付作物			

借受地	所在		
主な 作付作物			

借受地	所在		
主な 作付作物			

※ 年 月 日から 年 月 日までに作付けをした主な作物について記入してください。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

見沼田圃公有地貸付申込書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

見沼田圃公有地貸付要綱及び募集の案内を確認し、以下により公有地の借受を希望します。

申込者	住所	〒	—
	フリガナ 氏名		
	電話	—	—
担当者 (法人の場合)	フリガナ 氏名		
	電話	—	—

1 希望する公有地について

申込地	土地番号	_____		
	所在	_____		
※いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。				
<input type="checkbox"/> 隣接地を所有・利用している <input type="checkbox"/> 隣接地を所有・利用していない				
利用計画	予定作物			
	栽培方法			
	栽培の特徴			
販売経路				

※ 「利用」とは、農地法、農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律の手続を経て、利用していることをいいます。

※ 申込地が複数ある場合には、別紙に記載してください。

様式2（第7条第3項関係）

2 世帯員（構成員）の労働力の状況

		(人)	うち15歳以上60歳未満の者
			(人)
世帯員（構成員）			
農業従事者	農業専従者 (年150日以上従事)		
	主として農業に 従事する補助者		
	従として農業に 従事する補助者		
農業雇用労働力 (年間延日数)		延べ	日

3 資本及び実績

現に耕作し ている農地	自作地	m ²
	借入地	m ²
	合計	m ²
農作業従業日数		
現在の主たる経営作目		
栽培経験 (新規就農の場合)		

所有状況	農機具	・耕耘機 台	・トラクター 台
	その他の 設備	・トラック 台	・その他 (台)
今後の 購入予定	農機具	種類及び購入時期	
	その他の 設備		

様式2（第7条第3項関係）

4 経営資産（年間）

新規就農の場合

農業 収入	作目	面積（㎡）	出荷回数	生産量（kg）	生産額（円）
	合計				

農業 経費	項目	金額（円）
	合計	

以下について確認の上、をお願いします。なお、同意をいただけない場合は、貸付予定者として決定することができません。

- 申込書の記載事項について、事実に相違ありません。
- 地中間管理事業による賃借権又は使用貸借権の設定の見込みについて協議をするため、埼玉県と公有地の存する市の長及び農業委員会並びに公益社団法人埼玉県農林公社が、必要な個人情報を提供することについて同意します。

第 号
年 月 日

見沼田圃公有地貸付審査結果通知書

様

埼玉県知事

年 月 日付けの貸付申込について審査をしたところ、下記のとおり
となりましたので通知します。

記

1 申込地

土地番号	所在	賃貸借面積 (㎡)

2 審査結果

3 貸付期間

4 貸付条件